

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		隣保館の利用の許可の取り消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市隣保館条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課 さいたま市立三つ和会館（電話：048-642-4741）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。 (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上特に必要と認められるとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		